

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

B型肝炎及びC型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変となり、そして肝がんを合併する危険性の高い深刻な病気です。肝がん患者のうち9割近くは、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスへの感染が認められており、年間死亡者数は3万人を超えています。

わが国のC型肝炎患者は約200万人、B型肝炎患者は約150万人と言われており、ウイルス性肝炎はまさに国民病です。その一部は、輸血や血液製剤の投与、予防接種における注射器の不交換等による感染など、医師や看護師の医療行為が原因であると言われてしています。

C型肝炎訴訟では、本年6月と8月に国の行政責任及び製薬企業の不法行為責任を認める判決が言い渡されました。このように司法の場でも、ウイルス性肝炎が医師等の医療行為が原因であることについて、国の政策の過ちを明確に認定しています。

このような事態にかんがみれば、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策に取りかかるべきです。

よって、本市議会は、政府に対し、肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済について、次の措置を講じるよう強く要請します。

- 1 ウイルス検診体制の拡充及び検査費用の負担軽減を行うこと。
- 2 ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
- 3 ウイルス性肝炎治療の医療費補助及び治療中の生活支援策を実施すること。
- 4 ウイルスキャリアに対する偏見、差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成18年12月8日

北九州市議会